

奈良県病院事業会計規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十一号

奈良県病院事業会計規則を廃止する規則

奈良県病院事業会計規則（昭和四十七年三月奈良県規則第六十一号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十七年度に係るこの規則による廃止前の奈良県病院事業会計規則（以下「旧規則」という。）第九章に規定する決算及び第七十六条に規定する経理状況の報告については、なお従前の例による。この場合において、旧規則第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「病院長」とあるのは、「病院マネジメント課長」とする。